

公 示

「関税法第 6 9 条第 1 項の規定に基づく仙台塩釜税関支署管内における輸出入貨物の検査場所を指定する公示」（平成 3 0 年 3 月塩掲示第 2 号）の一部を改正し、平成 3 1 年 4 月 2 2 日から適用することとしたので公示します。

平成 3 1 年 4 月 2 2 日

仙台塩釜税関支署長 野 中 建 司

記

仙台塩釜税関支署管内における輸出入貨物の検査場所

- 1 仙台塩釜税関支署、仙台塩釜税関支署石巻出張所及び仙台塩釜税関支署気仙沼出張所構内
- 2 保税地域（指定保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけ等を含む。）
- 3 東松島市矢本字板取 85 所在の航空自衛隊松島基地内（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 4 中埠頭東側棧橋及び同棧橋にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 5 中野埠頭 1 号岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 6 高松埠頭 2 号岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 7 大手埠頭 1 号， 2 号， 3 号， 4 号， 5 号岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 8 中島埠頭 1 号， 2 号， 3 号， 4 号岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 9 雲雀野中央埠頭 1 号， 2 号岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 1 0 石巻漁港東側出漁準備岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 1 1 石巻漁港魚市場水揚岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 1 2 気仙沼魚市場岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）

13 朝日埠頭岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）